

社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第九条の四第一号及び第二号に基づき、社会教育に係りのある職及び社会教育に係りのある事業における業務であつて、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するもの並びに教育に関する職の指定（平成八年文部省告示第四百四十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十年六月十一日

文部科学大臣 渡海 紀三朗

題名中「社会教育に係りのある職」を「社会教育主事補の職と同等以上の職」に改める。

一の本文中「社会教育に係りのある」を「社会教育主事補の職と同等以上の」に改め、一の1中「第一項に規定する国立大学法人、同条」を削り、「大学共同利用機関法人」の下に「（以下単に「大学共同利用機関法人」という。）」を加え、「放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園」及び「独立行政法人国立高等専門学校機構」を削り、一の2を削り、一の3を一の2とし、一の4及び一の5を削り、一の2の次に次のように加える。

3 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学及び高等専門学校（以下「大学等

「という。」において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者の職

4 社会教育施設において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者の職

一の6を一の5とし、一の5の次に次のように加える。

6 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第四条第四項に規定する学芸員の職

一の7を次のように改める。

7 社会教育関係団体において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者（常時勤務する者に限る。）の職であつて、文部科学大臣が一の1から一の3に掲げる職に相当すると認められた職

一の7の次に次のように加える。

8 その他文部科学大臣が一の1から一の7までに規定する職と同等以上と認められた職

二の1中「人間文化研究機構国立民族学博物館、大学共同利用機関法人人間文化研究機構国立歴史民俗博

物館」を削り、二の4を二の6とし、二の3を二の5とし、二の2の次に次のように加える。

3 大学等が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導

4 社会教育施設が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導

二の6の次に次のように加える。

7 その他文部科学大臣が二の1から二の6までに規定する業務と同等以上と認めた業務

三の4中「三の1」を「その他文部科学大臣が三の1」に、「職に相当すると文部科学大臣の認定を受けた職」を「職と同等以上と認めた職」に改める。

附 則

この告示は、社会教育法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第五十九号）の施行の日（平成二十年六月十一日）から実施する。